

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第5 議 第 47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議 第 48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議 第 49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議 第 50号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第9 議 第 51号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議 第 52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議 第 53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議 第 54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議 第 55号 訴えの提起について
- 日程第14 議 第 56号 訴えの提起について
- 日程第15 議 第 57号 訴えの提起について
- 日程第16 議 第 58号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第17 請 願 第 1号 規制改革案に関する請願
- 日程第18 議会議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書について
- 日程第19 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 吉野誠君、8番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（栗田利朗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に、監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（栗田利朗君） 日程第2、議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 吉野誠君。

〔決算審査特別委員長 吉野誠君登壇〕

○決算審査特別委員長（吉野 誠君） ただいま議題となりました議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月3日から計5日にわたり開催しました。

審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては、不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて、慎重に審査いたしました。

そして、採決の結果、本委員会といたしましては、認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

1. 不納欠損・未収金について。

不納欠損処分については、税負担の公平性の観点からも、安易に時効による不納欠損処分を行わないよう引き続き厳正に運用をされたい。

また、不納欠損につながる新たな収入未済の発生を抑制するため、情報共有など関係各課との連携を強化しながら、未納者の状況を早急かつ的確に把握するなど、収納対策を積極的・計画的に進めるよう一層の努力をされたい。

2. 補助金の交付について。

補助金については、特定の行政目的のためになされる金銭的給付であり、公益上必要がある場合に限り認められるものである。しかし、そのことをもって漫然と画一的、硬直化した支出となることがないように対象事業、補助金額、事業効果等を絶えず検証し、透明性、公平性を確保するとともに、適切な補助金交付に努められたい。

3. 不用額の発生について。

不用額については、その多くが入札差金や対象見込み件数の減によるものであり、極端に多額な不用額は効果的な予算配分の阻害要因となることから、緻密な積算や事業効果の把握・検証等により不用額の縮減を図られたい。

また、不用額が見込まれる場合には、早期の減額処理をすることはもとより、その発生要因を検証し、翌年度の新たな事業に充てるなど、財源の有効な活用に取り組まれたい。

4. 基金の運用について。

基金については、財政を取り巻く環境が大きく変化するとき、積み立てや取り崩しは安定した財政運営を行う上で重要な役割を果たしており、基金残高に留意しつつ、今後の財政需要に見合った適正な基金規模や運用方法を検証しながら、効果的な運用・管理に努められたい。

以上、報告を終わります。

○議長（栗田利朗君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第3 議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の制定について

○議長（栗田利朗君） 日程第3、議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（栗田利朗君） 日程第4、議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。
これより採決に入ります。
お諮りいたします。

議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につい

ては、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定について

○議長（栗田利朗君） 日程第5、議第47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（栗田利朗君） 日程第6、議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題
といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねいたします。

たしか軽自動車税が全体も今度値上げされるわけですが、26年度で5,997万、予算計上され

ておりますが、新年度、値上げによってどのくらい上がるのか、税務課長にお尋ねしたいと、このように思います。

○議長（栗田利朗君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

○税務課長（中村 桂君） 丹羽議員の御質問にお答えさせていただきます。

軽自動車の来年度の税はどのくらい上がるのかという御質問でございますが、原付自転車及び軽自動車の乗用、それから軽トラを抜いた分だけしか出ないんですけど、今年度の7月末現在の原付自転車登録数が2,331台ありますので、それによって原付50ccが2,000円になるという形で全体的に上がっていくわけですが、相定される増額として261万9,000円ほど上がるという想定はしております。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（栗田利朗君） 日程第7、議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第50号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（栗田利朗君） 日程第8、議第50号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねいたします。

担当所管外でございますので、駒引の町営住宅、ちょうど43、44年に建設されたということでございますが、造成時代、ちょうどあそこは茶畑で、南側は田んぼがあつて、懐かしい団地の一つだと思うんですが、今度こうして3戸なくなるわけでございます。22戸がまだ入居してみえるわけですね。

この団地をある程度分譲といたしますか、入居者に率先して優先的に買入れをしていただくというような形で進んでいたと思うんですが、あと残っておられる22戸の方に分譲といたしますか、どうしていくのか、これをお尋ねしたいと、このように思いますし、一年一年、2戸か3戸ずつなくなるということは、このようになくなるのかどうかわかりませんが、あと10年、15年たつわけですね。そうすると、既存のこの住宅が改修改修で、管理費がかさむというような形にもなってきます。入居者に対して他の町営住宅へ移っていただくか、そういうことも一つは考えないかなと、このように思うわけでございますが、その点、課長はどのように思われるのか。

ぜひとも早く分譲、当初の目的、分譲していただいて、そこら辺の環境整備をしっかりといただきたいと、このように思うわけでございます。その辺、一遍お尋ねしておきます。以上です。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問で、駒引町営住宅の、今後、残った22戸をどう処分していくのかというお尋ねでございます。

この駒引町営住宅については、払い下げを今募っておるという状況で、この3月の自治会の総会に出向きまして、今払い下げを進めておるので、どうぞ申し込んでくださいというようなお話もさせていただきました。それを受けて、今回、払い下げの申し込みがあったということでございます。

今後につきましてでございますが、当然、修繕とか申し込みがございます。その折々に、多額の修繕費になるようなものについては、私どもで修理の限界を超えておるということで、他の住宅に移っていただくというようなことを、その都度お話をさせていただいております。

当面、現在の入居者について、払い下げの受け付けをしておるという状況でございますが、将来は、一般にも募集していくというようなことも考えております。

現在では、入居者の方にいつまでに払い下げか、あるいは移るかというようなことを期限を切ってはおりません。その都度、住めるうちは今のところ住んでいただいて、必要な都度、移っていただくということをお話しして進めていくというふうに考えて進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 今課長が、その都度入居者に説明ということを言われるんですが、皆さんが集まっていたときに、一斉にその辺の話は進めてもらいたいと、このように思っておりますし、今3名の方が買い入れを申し入れておられるということでございますが、面積が小さいんですね。そのような形で、今の住宅状況に合わんかもしれん。道路も3メートル50か、あのときの道路ですので3メートル50でも広い道路でしたんですが、今の状況では5メートル、6メートルなりの道路も要すると思うんです。

そこで分譲していくということは、非常に狭いんですが、その辺、面積的なこともあると思うんですけど、今の文化的な住宅が建つような面積をとって分譲されるということが一つだと思いますし、全体を、一つの団地の絵を描いて、その辺から入居者に勧めていくべきではないかと思うんですが、その辺の考え、また課長とか町長のほうからもお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） ただいまの丹羽議員の御質問で、駒引町営住宅1戸が非常に小さいということでございます。1戸当たり40坪でございます。ただ、今回、買い受けの申し込みをされた3人の方は、現在のお住まいの区画とその隣の区画を合わせて2区画で申し込みを、お

2人の方はそうです。もうお1人の方は1区画だけでございます。

ただ、この団地内の道路は、幅員が側溝を含めまして4メートルございまして、再建築など支障なくできるようになっておりますので、個々に分譲してもそれぞれ建築はしていただけるというふうに考えております。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の町営住宅の払い下げの今後についてということでございますけれども、基本的にこの駒引町営住宅、入居されておられる方々がかなり高齢化しておられる現状もでございます。先ほど担当課長が申しましたように、自治会の総会であるとか、そういった折に、そういう計画があるので、ぜひ積極的にということはお話をしておるところでございますけれども、実際に買える方、買えない方、それぞれケースがあるわけでございますので、できますれば住んでみえる方を買っていただくのが一番いいわけでありますので、そういった状況を見ながらやっていきたいというふうに、今の現状の進め方をしていきたいというふうに思っております。

今言いましたように、土地が狭いので、隣のところがあいておれば一緒に買っていただくというようなことも可能でありますし、ただ、そこに住まれる方が、今どうしても立ち退かざるを得なくなった場合には、やはり新たな町営住宅に移っていただいて、安い賃料で住んでいただくということも確保する。今住んでみえる方の意思というものを大事にしていかなければならない部分がございますので、そういったことを加味しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第50号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（栗田利朗君） 日程第9、議第51号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

総務費の財産管理費、庁舎のあり方検討委員会の報償、なかなか全員協議会でもどんなような方が委員になれるか、その辺、発表されていないですが、町職員と、一任ということで、そんな形で聞いておるんですが、やはり報酬がこうして上げられておりますので、その辺は一回きちっとした人数と、どういう団体からお願いするのか、その辺をお尋ねしておきます。

それと、8ページの商工振興費、住宅リフォームの関係でございますが、当初70件分の700万ですか、計上してあったんですね。今回、450万計上されるんですが、今の状況はどうか。450万というと45件の分かなと、10万円の限度額から見るとそうかなと思うんですが、現状は何件、リフォームの補助申請されておるのか、また今の余裕はどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

道路維持費の樹木の伐採委託料ですね。ここは、どの道路でこのような状況が出てきたのか、お尋ねしておきます。当然、当初予算で樹木の伐採等々につきましては見てあると思うんですが、追加になった分どこかお尋ねしたい、このように思っておりますし、河川維持費の工事費で、今度、寺川ですか、修繕工事をやられるんですが、これらについては昨年、委託料で測量等々やられたと思うんですが、金額はほかとの関係あります、900万計上してありますが、この辺ちょっとお尋ねしておきます。

歳入について、繰越金、今回1億9,105万1,000円補正されておりますが、残るのが2,600万の財源がないと。2,600万6,000円ですか。これで12月の補正予算、財源はこれしかないと思うんですが、大丈夫なのか。また給与費等々も出てくると思うんですけれども、お尋ねしておきます。

以上です。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 丹羽議員の御質問の中のまず第1点目でございますが、あり方検討委員会のメンバーについてどうなんだといったお尋ねでございました。

一昨日の一般質問でも少し触れさせていただきましたが、まだ固定したメンバーについてはこれから議決賜ってからということを考えております。したがって、一般質問の折にも御

回答申し上げました団体、例えば男女共同参画社会から女性団体も含めていくといったことを申し上げたと思いますが、そういったことで御答弁にかえさせていただきたいと思います。

それから、2つ目の繰越金の関係でございます。丹羽議員おっしゃったとおり、2,600万ほどに今回も補正で相なったわけでございますが、御案内のとおり、前年度の繰越金との差額が、御指摘のとおり、近年、年々実質収支の関係は少なくなってきました。

これらの原因を少し探ってみますと、25年度ベースでございますが、7.12%となっております。県内の平均値を調べてみました。近々に25年度の平均値が出るそうでございますが、24年度の県下の平均値は7.9%ぐらいで推移しておるそうでございます。したがって、おおむね同額程度の形で垂井町も推移しておるのではないかとということで認識をいたしております。

御指摘のことでございますが、今後につきましては、先ほど来、吉野決算特別委員長の意見にもございました、不用の額については、速やかに減額補正等々をするべきだといったような附帯意見もついておりましたが、そういったような関係で、事業費が確定した段階でこれからは、入札差金等発生しておるものにつきましては、歳出の減額補正対応もしていく必要がございますし、また収入の面におきましても、既に確定した歳入につきましては増額補正対応を着実にやるなど、必要に応じて、年度間の財源不足等に不均衡を生じた場合に出動いたします財調の取り崩し等も有効に活用する時期が、ひょっとして来るやもしれません。したがって、今後とも適正な財政財政出動に対応できるような財政運営に心がけてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 丹羽議員からお尋ねがありました、商工費のうちの負担金、補助及び交付金の中で、住宅リフォーム促進事業補助金に450万円補正をお願いしているわけでございますが、これの26年度の現状についてのお尋ねでございます。

26年7月末の段階では、54件の申請がございます。このうち交付金を交付した額は390万3,000円でございます。1件当たりの平均は7万2,278円となっております。7月末までに54件の申請でございましたが、これの1カ月当たりの平均は13.5件となります。これを見込んでみますと、13.5掛ける12カ月掛ける7万2,278円で、およそ本年度の見込みが1,170万ほどになります。しかし、平成25年度の実績等も勘案いたしまして、今回450万の補正をお願いしているものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の補正予算、9ページでございますが、土木費、道路橋りょう費の道路維持費の委託料で30万円をお願いしております。樹木の伐採料の委託料ということで、どこをやられるのかというお尋ねでございます。

今、予定しておりますのは宮代、93号線のレンゲローズ地内、それから岩手川川原橋の、岩

手川沿いの上流の町道沿いに住民の方から伐採の依頼が出ておりまして、そちらを現在予定しております。

それから、土木費の河川費の河川維持費の工事請負費の内容をお尋ねでございます。

こちらの工事請負費900万円お願いしておりますのは、2つの工事でございます、寺川河川整備工事、これは昨年測量設計をさせていただいて、ことし工事を行うもので、これが主なものでございます。また、もう1件が相川河川敷の木橋整備工事、場所は新相川橋の上流、バスケットコートのあるところのもう少し上に、高水敷に木製の水路を横断する橋がございまして、これがかなりもう腐食しております。こちらをやっていくと、この2件でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 答弁、ありがとうございます。

庁舎のあり方検討委員会の報償費でございますので、補正予算で計上されたのなら、どういう形の団体、何人か、その辺はきちっとお願いしたいと思うんです。大体このぐらい計上しておけばいいというような考えに見えるわけです。一般質問でもそんな形で、どういう団体がどうかということをおっしゃらないので、これ以上聞きませんが、もう少しシビアなことできちっと出していただきたいと、このように思っております。

それと、住宅リフォーム等々につきましても、54件ですか、7月末で。月当たり13件、12掛けるということで、今度出されておるんですが、やはり700万の金額が当初計上してありますので、どうしてもなくなったら12月、3月の補正で、私はいいんではないかと、このように思うんです。

そのような形で、もう少しシビア的な形で提案していただきたいと思うわけですが、町長、ちょっとお尋ねします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

庁舎のあり方検討委員会のメンバーにつきましては、昨日も一般質問の中で大まかな団体についてお話をしておりますが、これを個別に、例えばどこどこ団、どここの会とかいう形で特定するまでにまだ至っていないし、今回、やはり補正を通していただいた中で求めていくところもあろうかというふうに思っております。ただ、学識経験者、それから町内の各種団体、それから公募を2名ほど、そして職員を入れると、トータルで15人以内という形の中での予算組みでございます。また、その学識経験者の中で、やはり専門職といいますか、大学の先生等にもできればお願いしたいし、委員長ということもありますので、余分に少し見させていただいておるといのが今回の予算の内訳でございます。

今後、この議決を賜った段階で次の段階へ進んでいくわけですので、今、個々に団体を特定して、誰々、どこどこという形にはなかなか結びつかないところがあるということも御理解いただきたい。枠としてしっかりとしておりますので、その中でバランスのとれた、しっかりと提言のいただける方々を選任していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、住宅リフォームにつきまして、先ほど内容も少し説明させていただきましたけれども、現在450万あるうち、もう390万近くを使っておるといふような状況で、やはり切迫しておるといふ状況でございますし、この事業につきましては、考え方として、予算の中で打ち切るのか、あるいはある部分補正をしてやっていくのかという考え方があるわけでありませうけれども、現在のところ、今の経済状況、あるいはアベノミクス効果がなかなか地域まで浸透していない状況の中で、町内の業者の方を使いながら、またその発行する補助券が地域で還元されていく、ダブルの効果がございませうので、こういった地域経済の活性化という面から、これの導入に当たりましては、当初、住宅リフォームというものは個人の資産の向上であるといふような思いの中で、判断をおくらせておったところがあるわけでございますけれども、こうした実際の中で見ますと、それなりの経済効果があるといふふうに考えられますので、こういった形で増額をしていく。

枠につきましては、今言いましたように、ほぼ上限は見えてきておりますので、この時期で組んでおくのが一つの手かと。残り、これからまだ3カ月、4カ月待った後の対応ではいささかおくれが出るというふうに判断をいたしましたので、今回、対応させていただいたところでございませうので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

[挙手する者あり]

○議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

[6番 富田栄次君登壇]

○6番（富田栄次君） 今の件につきまして関連質問をいたします。

このことについては上限設定といふか、そういうものがしていないからこういうような議論になってくるんじゃないかと思ひますが、当初予算に組まれるときにおきましても、限られた予算、限られた予算と言われる割には上限設定を明確にされない。

今後、上限設定といふものをある程度しておくべきじゃないかと思ひます。そこに至らん場合は、もちろん減額していけばいいわけで、上限で、これ足らなかつたら、また補正組むのかといふようなこと、そういった際限につきましてお尋ねいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 富田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

今の上限を設けるといふこと、今もお話をしましたように、当初の考えとして上限を設けてやっていくといふ考え方もあるといふことは一つ思っておるところでございます。

ただ、現状といたしまして、こういった今の経済状況をしっかり支えていくということを考えたときに、やみくもに打ち切りをするのではなく、財源に余裕が、充てられる部分があるとなれば、それをもって地域経済の活性化を支えていきたいと。今、こうした景気がやっと上向いてきたところの中で、地域経済を支えていくための補助というのは、町の行政にとっても大きな力であると思いますし、住民の方にとってもプラスとなる部分があると思います。それを一律的に切るのではなく、柔軟な対応の中で今回対応させていただきますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 藤埴理君。

〔5番 藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴 理君） 先ほどの庁舎のあり方検討委員会において、メンバーのほうの団体名はなかなか公表しにくいということでしたけれども、女性の委員をどの程度登用されるかということをお尋ねをしたいと思います。これはやっぱり男女共同参画を目指す町としても、社会的な風潮からいっても、そこら辺の目安は一つ持っておかれたほうがいいのかなどというふうに思っておりますので、その辺のお考えをお聞かせをお願いします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 藤埴議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

15人のうち団体等を特定することは避けさせていただきたいと思いますが、女性の割合については3名から4名ぐらい、女性の団体がございますので、そういったところから女性の方に出ていただきたいという思いも当然ございますので、3人から4人ぐらいを何とか、15人のうちの女性を占めたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 平成26年度垂井町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗田利朗君） 日程第10、議第52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗田利朗君） 日程第11、議第53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗田利朗君） 日程第12、議第54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第55号 訴えの提起について

○議長（栗田利朗君） 日程第13、議第55号 訴えの提起についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 訴えの提起については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第14 議第56号 訴えの提起について

○議長（栗田利朗君） 日程第14、議第56号 訴えの提起についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 訴えの提起については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第15 議第57号 訴えの提起について

○議長（栗田利朗君） 日程第15、議第57号 訴えの提起についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 訴えの提起については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第16 議第58号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（栗田利朗君） 日程第16、議第58号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第58号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

平成26年8月31日、垂井町府中字釜土2574番1、府中小学校駐車場内において、町有自動車 が駐車してあった相手方自動車に接触し、破損させた事故につきまして和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を 求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りま すよう、よろしく願いをいたします。

なお、昨年来ずうっと事故という形の中で、こうして賠償をお願いをしておるとい う状況でございます。事故の減少、あるいは撲滅について一生懸命取り組んでおるところでござい ますが、こうしたことになってまことに申しわけなく思っておりますが、引き続き、しっかりと職 員等教育をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま提案されました議第58号 和解及び損害賠償の額を定める ことにつきまして、私のほうから補足説明を申し上げます。

町長も冒頭申しましたが、これまでも議会に再三にわたりまして注意されておりながら、本 日、議案を提出するに至りましたことを、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

初めに、事故の発生状況について御説明を申し上げますが、去る8月31日の町の防災訓練当 日でございます。ことしは、御存じのとおり府中地内で実施されたわけでございますが、午前 5時16分に実は職員の非常招集訓練が行われました。その後、現地災害対策本部設置のため、 役場に登庁いたしました職員の一部を町のマイクロバスに乗せまして、メイン会場でございま す府中小学校に向けて出発をいたしましたところでございます。

府中駐在所前にございます府中小学校の駐車場に到着いたしましたマイクロバスでござい
ますが、場内で職員を一旦おろしました後、あそこは出入り口が少し狭いということもございま
して、あらかじめ指定されておりました駐車場所から少しでも左へ寄せてといったような幅寄
せをしようとしたところ、前進させる際に誤って後進させ、後ろ方にとまっておりました相手
方自動車と接触いたし、破損をさせたという物損の事故でございませう。

小学校グラウンドにおりました私どもも、すぐ連絡を受けまして現地に出向き、直接御本人
に謝罪をさせていただきます。相手方の損害額につきましては、議案にございませうとおり、
車両修理代等合わせまして25万9,916円、過失割合につきましては、事故発生状況に基づきま
して双方協議の結果、当方が100%として全額支払うことで、このたび示談につきまして相手
方の了解が得られたところでございます。

したがいまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、和解及び
損害賠償の額を定めることにつきまして議会の議決をお願いするものでございませう。

今回の事故によりまして、改めて今後ともこのような事故を二度と繰り返さないよう十分指
導してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしく
お願い申し上げます。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

○7番（吉野 誠君） 車を運転していれば事故はつきものだと、私はそのように考えておりま
すが、それが今まで町長、しっかり職員を教育していくと言いながら、教育しておれば3分の
1ぐらい減っていると思うんですが、どういう教育をしておったのか、ちょっとここで述べて
いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 吉野議員の御質問にお答えをさせていただきますと思ひます。

車を運転しておれば事故は起こるものだという事は、そういうのも確かにあるというふう
に思ひますが、といてじゃあ事故を起こしてもいいかという、決してそうではないという
ことでございます。

職員に対しましては、毎月、課長会議の折にその月の目標等をお話する中で、課を通じて
話をしておるところでございますし、もうすぐ10月には職員の法令講習等もございませう。そう
いった折に、今までの事故の現状、あるいは公務員としての自覚ということについてお話をさ
せておっていただきます。

公務員だからというよりも、今の交通安全対策協議会でもお話をするんですけれども、事故
を起こすことによって、被害に遭った方の痛みももちろんなんです、起こしたほうも当然に

痛みをこうむるということで、事故によって得るものは何もないということを絶えず話をしておるところでございますが、どうしても魔が差すときといますか、ふっと抜けるときがある。そのことによって事故が起き得る現状がございますので、こういった時間を少しでもなくしていくために、ふだんの意識づけをしっかりとしていきたいという思いで、毎月、課長からそういった話もしておるところでございますけれども、今後、もっともっとしっかり徹底していく必要があるというふうに思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 和解及び損害賠償の額を定めることについては、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第17 請願第1号 規制改革案に関する請願

○議長（栗田利朗君） 日程第17、請願第1号 規制改革案に関する請願を議題といたします。

本請願については、総務産業建設委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

総務産業建設委員長 角田寛君。

〔総務産業建設委員長 角田寛君登壇〕

○総務産業建設委員長（角田 寛君） ただいま議長のほうから御指名を受けまして、請願第1号 規制改革案に関する請願につきまして総務産業建設委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本請願につきましては、今定例会第1日目の会議におきまして本委員会に付託されました後、9月11日に委員会を開催いたしまして、請願の内容について慎重に審査いたしました。

本請願の妥当性につきましては、その願意が法令上の見地から見て本町議会の権限外であることから、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（栗田利朗君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

裁決は起立により行います。

本請願に対する委員長報告は、これを不採択にすべきものとなっております。したがって、原案について採決します。

請願第1号 規制改革案に関する請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

日程第18 議会議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書について

○議長（栗田利朗君） 日程第18、議会議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 議会議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書についてを説明いたします。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系によって伝える言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得、コミュニケーションの手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年、国連総会で採択された障害者の権利に関する条約においては、「手話は言語」であることが明記され、また、フィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨の規定している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年度に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用

におけるバリアフリー化を義務づけている。

これらの理念や制度が実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言葉であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年9月19日、岐阜県垂井町議会。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

議会議案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣の件

○議長（栗田利朗君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任としたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成26年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時09分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 吉 野 誠

会議録署名議員 木 村 千 秋